

社会福祉法人 群馬県社会福祉協議会

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業のご案内

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指す群馬県内のひとり親家庭の親に対し、自立を促進するための資金の貸付を行います。群馬県社会福祉協議会が面接、審査を行い、貸付を決定します。

養成機関を修了して資格取得した日から1年以内に就職し、取得した資格が必要な業務に5年間従事した場合には、貸付金の返還は免除されます。

◆貸付対象◆

下記の要件をすべて満たす方が対象です。

- ①高等職業訓練促進給付金の支給を受けている方
- ②児童扶養手当全部受給者である方
- ③県内に住所を有している方
- ④養成機関等を卒業後、取得した資格が必要な業務に従事しようとする方
- ⑤高等職業訓練促進給付金の支給機関（市、保健福祉事務所）から推薦を受ける方
- ⑥同種の修学資金を他から受けていない方及び受ける予定のない方

◆貸付額◆

- ①入学準備金 500,000円以内（高等職業訓練促進給付金の支給を受ける方）
- ②就職準備金 200,000円以内（養成機関の課程を修了し、資格を取得した方）

◆貸付利子 及び 延滞利子◆

保証人を立てた場合は無利子。

保証人を立てない場合、返還債務の履行猶予期間中は無利子で、履行猶予期間経過後は年1%。

なお、正当な理由が無く、期日までに貸付金の返還をしなかったときは、延滞利子の支払い義務が生じます。（返還すべき日の翌日から返還の日までの期間日数に応じ、返還すべき額につき年5%）

◆貸付方法◆

申込者に対する面接、審査後、貸付決定者と群馬県社会福祉協議会との間で契約を結びます。その後、指定口座に一括で貸付金を振り込みます。

◆連帯保証人◆

原則、1人必要（独立の生計を営む方で県内に居住する方）。但し、貸付希望者が未成年の場合は2人必要。（うち1人は親権者等の法定代理人とする。一方が県内居住者であれば可。）

◆返還が免除になる場合◆

養成機関を修了して資格取得した日から1年以内に就職し、取得した資格が必要な業務に引き続き5年間従事した場合。（定期的に必要な届出をし、現況を報告していただきます。）

※要件を満たさなかった場合は返還となります。

◆申込方法◆

(1) 申込窓口

高等職業訓練促進給付金の相談や申請をした市役所、保健福祉事務所の窓口を通じて申込をしていただきます。

※市にお住まいの方は市役所、町村にお住まいの方は県の保健福祉事務所の担当部署。

※申込の前に、貸付を検討される方向けの説明会へのご参加が必要となります。(下記、「留意事項」参照)

(2) 申込に必要な書類

①ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付申請書(要領様式第1号)

②戸籍謄(抄)本

③身上調書(要領様式第2号)

④高等職業訓練促進給付金等支給決定通知(写)

⑤児童扶養手当証書(写)

⑥(入学準備金申請時)

- ・養成機関に支払う入学金、教材費等の納付金の他、参考図書、学用品等納付金の額が記載された入校案内等、貸付申請額の内訳が分かるもの。

(就職準備金申請時)

- ・養成機関の課程を修了したことを証明する書類(卒業(修了)証明書等)、取得した資格を証明する書類(国家試験を受験して資格を取得した場合は合格証等の写し及び登録証の写し)、採用(内定)通知、就職にあたり必要な費用(就職に伴う転居費用、転居先の賃貸物件の礼金や仲介手数料、必要な被服・道具費用、通勤用自転車等の購入費等)の内訳が分かるもの。

※上記の合格証の写しは合格後、登録証の写しは登録手続き終了後、それぞれ準備でき次第、申請書とは別途提出することを可とする。

⑦住民票(世帯全員の記載があるもの。住民票コード、個人番号以外に省略のないもの)

⑧連帯保証人については、次の書類。

- ・住民票(住民票コード、個人番号以外に省略のないもの)
- ・所得を証明するもの(市町村発行の所得証明・源泉徴収票等)

◆留意事項◆

- ・婚姻(事実婚を含む)されると契約は解除され、返還となります(養成機関在学中は返還を猶予できます)。就職準備金については、貸付金受領前に婚姻(事実婚を含む)された場合は、貸付決定を受けていても送金することはできません。
- ・他種の修学資金等を利用している場合には、貸付対象とならない場合があります。
(併用可能:母子父子寡婦福祉資金貸付制度、生活福祉資金貸付制度、独立行政法人 日本学生支援機構・地方自治体・民間団体・病院等による奨学金・貸付金、専門実践教育訓練給付金(就職準備金は併用可能)。併用不可:保育士修学資金貸付等制度、介護福祉士修学資金等貸付制度、専門実践教育訓練給付金(入学準備金は併用不可))
- ・申請前に、群馬県社会福祉協議会が実施する説明会にご参加いただく必要があります。高等職業訓練促進給付金の相談や申請をした市役所、保健福祉事務所の窓口を通じて、説明会の参加申込をしてください。
- ・貸付申請後には、連帯保証人の方も同席の上で、群馬県社会福祉協議会との面接を受けていただくことが必要です。それらの面接、審査等を踏まえて貸付の適否が決定されますので、ご希望に沿えない場合もありますが、ご了承ください。

<問い合わせ先>

〒371-8525 前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター 4F
社会福祉法人 群馬県社会福祉協議会 福祉資金課 ひとり親貸付担当
Tel. 027-255-6031 Fax. 027-255-6444